

福岡県公報

平成28年8月19日
第3819号

目次

告示 (第647号 - 第651号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	2
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	5
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(福祉総務課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○落札者等の公示	(情報政策課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	8

○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	9
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	9
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○意見募集の結果の公示	(水田農業振興課)	14
教育委員会		
○博物館登録事項の変更	(教育庁社会教育課)	14
再 掲		
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	15
正 誤		
○道路の区域の変更 (平成24年6月福岡県告示第1144号) 中正誤		15

告 示

福岡県告示第647号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年8月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	鯉田 停車場線 有井	飯塚市有井583番25先から 飯塚市有井540番3先まで

福岡県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県道		木井馬場 犀川線 停車場	前	京都郡みやこ町犀川木井馬場1528番1先から 京都郡みやこ町犀川木井馬場1530番1先まで	10.1 ～ 25.2	124.7
			後	京都郡みやこ町犀川木井馬場1528番1先から 京都郡みやこ町犀川木井馬場1530番1先まで	12.8 ～ 51.7	124.7

福岡県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	豊前市大字鬼木160番先から 築上郡上毛町大字緒方436番1先まで	4.0 ～ 20.2	1,047.5

京 築 県道	山 内 吉 富 線	前	豊前市大字鬼木160番先から 築上郡上毛町大字緒方436番1先まで	4.4 ～ 31.8	1,423.1
		後	豊前市大字鬼木160番先から 築上郡上毛町大字緒方309番先まで	4.0 ～ 20.2	1,047.5
		後	豊前市大字鬼木160番先から 築上郡上毛町大字緒方309番先まで	4.4 ～ 30.5	1,423.1

福岡県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年8月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	山 内 吉 富 線	豊前市大字久路土435番先から 築上郡上毛町大字緒方740番1先まで

福岡県告示第651号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
福岡市

2 事業の種類

県道福岡東環状線改築工事（福岡市東区土井一丁目地内から同区土井四丁目地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡市東区土井一丁目、青葉一丁目及び土井四丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、福岡市東区土井一丁目地内の4車線で道路整備が完了している現道との接続点を起点とし、同区土井四丁目地内の市道粕屋久山線及び市道土井団地線との交差点を終点とする延長337mの区間（以下「本件区間」という。）に係る県道福岡東環状線改築工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

県道福岡東環状線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により福岡県知事が県道に認定した道路であり、福岡市は、同法第17条第1項の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である福岡市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡市東区千早五丁目地内の一般国道3号との接続点を起点とし、

糟屋郡粕屋町及び同郡志免町を経て、福岡市博多区立花寺一丁目地内の一般国道3号との接続点を終点とする延長約16.6kmの主要な幹線道路である。

また、本路線は、福岡都市圏東部を環状的に通過しており、沿線地域住民における通勤、通学等の日常生活のほか、周辺には九州縦貫自動車道福岡インターチェンジや福岡都市高速道路4号線（粕屋出入口）及び福岡都市高速道路2号線（金の隈出入口）をはじめ、福岡空港等が存することから経済活動に貢献している。

しかしながら、本路線のうち、本件区間の現道は、周辺に土井団地や青葉団地等の大規模住宅団地が存在し、沿線に店舗、病院及び住家が連たんする市街地を通過していることから、日常生活における地域内交通と経済活動における通過交通とがふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線道路であるため、交通混雑が発生しており、特に、朝夕の通勤時間帯には九州旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）香椎線との踏切や土井団地入口交差点付近において慢性的な交通渋滞が発生している。

このような状況に対処するため、本件事業が計画されたものであり、現道拡幅方式により整備を行うことによって、現道の道路用地を最大限に利用し、用地取得の面積を最小限にとどめることとしている。

本件事業は、起点から福岡市東区土井一丁目地内の市道千早土井線及び市道土井1456号線と交差する土井団地入口までの延長160mの区間を平成7年度に事業着手し、また同地点から終点までの延長177mの区間を平成19年度に事業着手しており、整備効果の早期実現のため、平成26年度に車道の拡幅を行っている。

その結果、当初JR香椎線踏切交差点付近を先頭に県道福岡直方線との交差点付近までであった約400mの交通渋滞を低減させることができたが、土井団地入口交差点からJR香椎線踏切区間については、上り車線が暫定1車線での整備となっているため、車両が土井団地入口交差点から踏切まで停滞しており、車両が踏切内に取り残され、重大事故が発生する恐れがある。

また、周辺に福岡市立多々良小学校、同市立多々良中央中学校及びJR香椎線土井駅等の公共施設が立地し、通勤や通学路として利用されているほか、沿線に店舗、病院及び住家が連たんしているにもかかわらず、歩道が狭く、離合が困難

であるため、自転車及び歩行者は離合の際、民地を通行している状況である。

このため、円滑な自動車交通が阻害されているばかりでなく、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の安全性も脅かされている状況にあり、交通事故も発生しているなど、本件区間の道路整備は急務となっている。

本件事業の完成により、現道は2車線道路から4車線道路に拡幅され、交通容量が向上することから、現道における交通混雑が解消され、円滑かつ安全な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。また、自転車歩行者道の整備により、歩行者等の安全性の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者が任意で検討を行った結果、大気質、騒音及び振動の項目について、環境基準を満たすものと予測している。また、起業者は、工事の実施に当たっては、低騒音型及び低振動型機械を使用する等の対策により、工事期間中における地域住民の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者の文献調査等によると、本件事業により改変される区域に起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動物及び植物は確認されておらず、工事中において希少な動物及び植物が確認された場合には、起業者が適切な処置を講じることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事において遺跡等が確認された場合に、起業者は、福岡市教育委員会と協議を行った上、適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、円滑かつ安全な交通の確保を主な目的として、福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成25年福岡市条例第8号）に

よる第4種第1級の規格に基づき、自転車歩行者道を備えた4車線道路の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和21年4月20日付けで都市計画決定し、昭和51年3月11日付けで都市計画変更決定された福岡都市計画道路3・4・52号粕屋久山線の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本件区間においては、円滑かつ安全な自動車交通が阻害されており、幹線道路としての機能が損なわれていること、歩行者等の安全が脅かされている状況にあり、交通事故も発生していること及び福岡市が平成26年6月に策定した「福岡市道路整備アクションプラン2016」において、優先的・重点的に取り組む事業として位置づけられていること等から本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を全て充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった県道福岡東環状線改築工事（福岡市東区土井一丁目地内から同区土井四丁目地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所
福岡市東区役所（総務課）

公 告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人びーすふる絆
 - (2) 代表者の氏名
今村 太
 - (3) 主たる事務所の所在地
大牟田市八尻町三丁目21番地4
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、地域共生、食育、生活支援、里親支援、人材育成に関する事業を行い、社会全体の公益に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) サンリーブのおがた
 - (2) 所在地 直方市大字知古756番2 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市杷木林田宇山口795番、796番1、810番1及び811番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
朝倉市杷木林田788番地
株式会社九州柴田フォージング
代表取締役 柴田 福生

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
大型電子計算機賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
平成28年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

- (2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
540,934,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年5月27日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を定めた平成25年内閣府告示第228号の一部改正（平成28年内閣府告示第112号）を受けて、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定により本県で定めることとされている救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を改めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号及び第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
平成28年8月19日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人福祉の家ひかり
 - (2) 代表者の氏名
松本 真章
 - (3) 主たる事務所の所在地
朝倉郡筑前町依井1137番地1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や乳幼児に対して、介護保険法に関する事業や乳幼児の一時預かり保育に関する事業などを行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称
福岡県職員認証・連携システム再構築に係る賃貸借等
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成28年7月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
東京センチュリーリース株式会社・伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
 - (2) 代表者
東京センチュリーリース株式会社
 - (3) 代表者の住所
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
56,764,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年6月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区大字畑	平成28年7月5日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により遠賀町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町大字別府地内	平成28年7月29日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡岡垣町野間二丁目 遠賀郡岡垣町中央台五丁目	平成28年7月5日から 平成28年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦屋町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、既設2級基準点検観測）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡芦屋町 町内全域	平成28年7月20日から 平成29年1月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（用地測量、基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

行橋市、築上郡築上町、京都郡みやこ町

平成28年7月13日から
平成28年8月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大刀洗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

固定資産（写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
三井郡大刀洗町	平成28年6月24日から 平成30年3月23日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

基本測量（地理識別子整備業務）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
宗像市、遠賀郡芦屋町	平成28年8月30日から 平成29年3月24日まで

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成28年8月8日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社三開永江組	みやま市高田町江浦 1610-1	永江 喜代美	平成27年6月15日 福岡県知事許可（特・般-27） 第78071号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
 - (1) 停止を命じる営業の範囲
建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業
ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの
イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）
 - (2) 停止期間
平成28年8月22日から平成29年8月21日までの1年間

4 処分の原因となった事実

株式会社三開永江組の元代表取締役は、福岡地方裁判所久留米支部において、贈賄罪により、平成28年7月5日に懲役10月執行猶予3年の判決を受け、同年7月20日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
LED式移動型表示システム（備出16）
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組

合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年9月2日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札

参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

LED式移動型表示システム（備出16）

(2) 調達物品及び数量

LED式移動型表示システム 一式

(3) 履行期限

平成29年3月31日（金曜日）

(4) 履行場所

みやま市瀬高町本郷2655

福岡県営筑後広域公園プール

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年9月29日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	
05	11	諸機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を南筑後県土整備事務所に平成28年9月7日（水曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3109

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成28年8月19日（金曜日）から平成28年9月7日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出場所
5の部局とする。
 - 提出期限
持参する場合は平成28年9月29日（木曜日）午後4時00分
郵送する場合は平成28年9月28日（水曜日）午後5時00分
 - 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）
 - 日時
平成28年9月30日（金曜日）午前10時30分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金

- 見積金額（税込）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
- なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
 - 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
 - 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Light-emitting diode mobile indication system :1set
- (2) Delivery period : By March 31, 2017
- (3) Delivery place : Chikugo regional park swimming pool,2655 Setakamachi
Hongo,Miyama-shi,Fukuoka-ken 835-0021 Japan
Tel 0944-63-2018
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 P M on September 29, 2016

(5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division , General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年8月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン筑紫野
- (2) 所在地 筑紫野市針摺30番21 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 ほか38社	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 ほか42社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス南泉店

(2) 所在地 行橋市大字矢留815番2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市椋本字猿楽66番1及び69番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市太郎丸787番地

株式会社佐藤建設

代表取締役 佐藤 慶一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年8月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町長者原東三丁目186番2及び186番8から186番15まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区上牟田二丁目11番24号

大和ハウス工業株式会社

福岡支社 支配人 下西 佳典

公告

「農地法に基づく「不利益処分」に係る処分基準」の一部改正案について、平成28年6月9日から平成28年7月8日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成28年8月1日に改正しました。

平成28年8月19日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

農林水産部水田農業振興課農地係

電話：092-643-3476

電子メールアドレス：suiden@pref.fukuoka.lg.jp

教育委員会

福岡県教育委員会告示第15号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、博物館登録事項を変更したので、次のように告示する。

平成28年8月19日

福岡県教育委員会

	施設名	所在地	設置者の名称及び住所
変更前	太宰府天満宮宝物殿	筑紫郡太宰府町922番地	宗教法人太宰府天満宮 筑紫郡太宰府町1114番地
変更後	太宰府天満宮宝物殿	太宰府市宰府四丁目7番1号	宗教法人太宰府天満宮 太宰府市宰府四丁目7番1号

再 掲

福岡県公公式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第642号の2

家畜伝染病が発生したので家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
結核病	牛	患 畜		福岡県みやま市	平成28年8月5日
		疑似患畜	1頭		

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
24・6・26	3406	告示	1143	5	○			表中	○○○ 540番3	●●●●● 104番1
24・6・26	3406	告示	1143	5	○			表中	○○○ 540番3	●●●●● 104番1